

人権だより

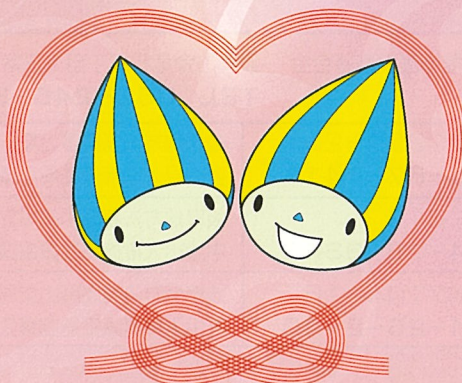
NO.95

令和5年11月発行

岐阜県環境生活部 人権施策推進課 岐阜県人権啓発センター
〒500-8570 岐阜市数田南2-1-1 (県庁2F)

☎058-272-1111 (内線3052) 直通058-272-8250

岐阜県パートナーシップ宣誓制度が
9月1日からスタート!



本制度は、お互いを人生のパートナーとし、協力して継続的に生活を共にすることを知事に宣誓した性的少数者や事実婚のカップルの方々に、県がそれを証明する宣誓書受領証を交付するものです。

宣誓者は受領証を提示することで、公営住宅に同居家族として入居の申し込みができるほか、医療機関での面会や治療方針の説明を受けるなど、行政や民間の様々なサービスが利用できるようになります。

パソコンからは

岐阜県パートナーシップ宣誓制度

検索

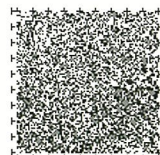


スマートフォンからは、右のQRコードからアクセスできます。▶

人権問題を自分や自分の身近な人の問題と捉え、互いに人権を尊重し合うことの大切さを認識し、他人の人権に配慮した行動をとるようにしましょう。

～「誰か」のことじゃない～

12月4日から12月10日は人権週間です。



● 第75回人権週間について ●

昭和23年（1948年）第3回国際連合総会で世界人権宣言が採択され、本年で採択75周年を迎えます。国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めてきたところですが、本年も、12月4日から12月10日までの1週間を「第75回人権週間」として、全国各地で啓発活動を実施します。

「誰か」のこと じゃない。

皆さんもこの人権週間に、身近なことから人権を考えてみませんか。
なお、県内各地の啓発活動については、最寄りの法務局又は法務局支局にお尋ねください。

問合せ先

岐阜地方法務局人権擁護課 岐阜県人権擁護委員連合会 岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜県人権擁護委員協議会 TEL 058-245-3181			
岐阜地方法務局八幡支局 郡上人権擁護委員協議会	郡上市八幡町有坂1209-2 TEL 0575-67-1411	岐阜地方法務局多治見支局 多治見人権擁護委員協議会	多治見市太平町5丁目33 TEL 0572-22-1002
岐阜地方法務局大垣支局 大垣人権擁護委員協議会	大垣市丸の内1丁目19 TEL 0584-78-3347	岐阜地方法務局中津川支局 中津川人権擁護委員協議会	中津川市かやの木町4-3 TEL 0573-66-1554
岐阜地方法務局美濃加茂支局 可茂人権擁護委員協議会	美濃加茂市本郷町7丁目4-16 TEL 0574-25-2400	岐阜地方法務局高山支局 高山人権擁護委員協議会	高山市昭和町2丁目220番地 TEL 0577-32-0915

● 人権週間における各種啓発活動のご紹介 ●

岐阜県では、人権啓発活動を効果的に推進し、県民の人権尊重意識の高揚を図ることで多くの県民に人権について意識していただけるよう人権週間に合わせて下記の活動を実施します。

人権啓発フェスティバルinぎふ

日 時 令和5年12月9日（土）

場 所 マーサ21（岐阜市）

内 容 ・人権啓発展示 ・人権啓発ノベルティ配布
・特設人権相談所 ・人権作文コンテスト岐阜県大会表彰式
・ステージイベント 他

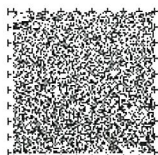
その他の活動

○「STOP! ネット・ハラスメント」人権啓発動画CM放映

SNS上の誹謗中傷やデマの拡散といったインターネット上の人権侵害の危険性を訴える人権啓発動画CMを作成し、多様な広報媒体で放映し、啓発強化を行います。

○人権週間ポスター作成・配布

人権週間を契機に、県民の皆さまの「人権」に対する関心や理解が深まるよう人権週間ポスターを作成し、市町村、教育機関や金融機関等に幅広く配布します。



さまざまな人権啓発活動の取組がされています

令和5年度に人権推進校に指定された学校では、障がい者スポーツ体験教室を実施しています。

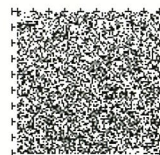
大野町立中小学校では6月1日に車いすバスケットボール、郡上市立大和西小学校では6月21日にボッチャを体験しました。

この事業は、選手の講話や競技の体験を通して、様々な立場に立って理解を深めるとともに、相手の立場に立って物事を考え、思いやりの気持ちを持つことを目的として実施しているものです。

「車いすバスケットボール体験教室」での様子



「ボッチャ体験教室」での様子



全国一斉 「女性の人権ホットライン」強化週間の実施について

夫・パートナーからの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性をめぐる人権問題について、人権擁護委員が中心となって電話で相談に応じます。

相談は無料（ただし、通話料は相談者の負担となります。）、秘密は厳守しますので、どなたでもお気軽に御利用下さい。

相談は無料
秘密は守ります

ひとりで悩まず電話してください。

日時

令和5年**11月15日（水）～21日（火）**

平日 8:30～19:00 土日 10:00～17:00

平日は岐阜地方法務局人権擁護課に、土曜日・日曜日は名古屋法務局につながります。

電話

受付電話番号 **0570-070-810**

相談

相談担当者 **人権擁護委員** または **法務局職員**
が相談をお受けします。

その他

「女性の人権ホットライン」の相談ダイヤルは、上記強化週間以外も開設しており、平日午前8時30分から午後5時15分まで相談に応じています。

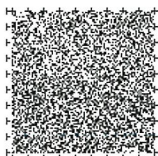
また、パソコン、携帯電話、スマートフォンからも人権相談を受け付けています（URL：<http://www.jinken.go.jp/>）。▶

パソコンからは **インターネット人権相談**

検索

携帯電話からは右上のQRコードを読み取って

相談ページにアクセスできます。



ちょっといい話を紹介します

日々の生活の中で、ほんの少し相手のことを思ってかけた「言葉」や「行動」に、まわりの空気が温くなったという経験はありませんか。

また、あなたがつらかったとき、苦しかったときかけられた「言葉」や「行動」が励ましになった経験はありませんか。

県民のみなさまから身のまわりの心温まる話をたくさん寄せていただきました。

その中から、3作品を紹介します。

小学生

「欠席後の不安から安心へ」

私が5年生の時に、4日間熱で欠席をした日がありました。月曜日、木曜日の間休んで、金曜日の時に、自分は「少し怖いな」と不安をかかえていました。金曜日の朝、LINEが入って、LINEを見たら、Kさんが「楽しみにしてるよ。」「みんな待ってるよ。」「と私を安心させてくれる言葉を優しく声をかけてくれました。その時、とてもホッとしました。Kさんのおかげで、不安から安心へかえることができました。ありがとうございます。



中学生

「外国人とおばあちゃん」

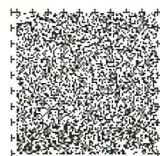
僕の家の中には、外国人の人が住んでいる。そして、お年寄りもたくさん住んでいる。ある冬の寒い日、僕の家となりに住むおばあちゃんが、畑仕事に行こうと歩いていた。そのとき、軍手を落としてしまった。僕は渡そつと、軍手を拾おうとした。その時、近くにいた外国人の人がすぐに拾って、おばあちゃんに届けていた。その時、僕は優しさとは、話す言葉が違っても、伝わるものなんだと思い、ほっこりした。



一般

「感謝」

福祉施設で働いていた時の出来事です。福祉施設のスタッフが足らず、皆が忙しく働いていた時に、私の妊娠が分かりました。仕事を続けるか悩んでいた時に上司に相談したところ、「支援員の代わりにはいるが、お腹の赤ちゃんの母親はあなたじゃないのよ。」と背中を押してくれたおかげで安心して退職し、子育てを楽しむことができました。あの時、子育ての道を選ばせてくださった上司に感謝しています。



● 人権だよりNO.95 アンケート ●

この度は、人権だよりNO.95をご覧いただきありがとうございます。
今後の誌面作りのため、率直なご意見・ご感想をお聞かせください。

【1】この人権だよりを読んで、人権への関心や理解は深まりましたか？

- ① 大変深まった ② おおむね深まった ③ あまり深まらなかった ④ 全く深まらなかった

【2】この人権だよりの内容は満足のいくものでしたか？

- ① 大変満足 ② おおむね満足 ③ やや不満 ④ 大変不満

【3】興味を持った記事はどれですか？

- ①：P1 岐阜県パートナーシップ宣誓制度の実施
②：P2 人権週間の周知/人権週間における岐阜県の活動紹介
③：P3 人権推進校における取組紹介（岐阜地方法務局寄稿記事）
④：P4 「女性の人権ホットライン」強化週間の実施
⑤：P5 ちょっといい話紹介

【4】あなたが関心をもっている人権問題は何ですか？（複数回答可）

- ① 女性 ② 子ども ③ 高齢者 ④ 障がいのある人 ⑤ 部落差別（同和問題） ⑥ アイヌの人々
⑦ 外国人 ⑧ 感染症 ⑨ ハンセン病患者・元患者やその家族 ⑩ 刑を終えて出所した人やその家族
⑪ 犯罪被害者やその家族 ⑫ インターネット上の人権侵害 ⑬ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
⑭ ホームレス ⑮ 性的マイノリティ ⑯ 人身取引（性的サービスや労働の強要等）
⑰ 震災等の災害に起因する人権問題

【5】「岐阜県人権啓発センター」を知っていますか。

- ① 知っている ⇒ 【6】へ ② 知らなかった ⇒ 【7】へ

【6】何で知りましたか。

- ① 新聞広告 ② ラジオCM ③ ポスター ④ 人権だより
⑤ インターネット（県HP等） ⑥ その他（ ）

【7】その他、ご意見・ご感想等がありましたらご自由にお書きください。

<回答方法>

■インターネット（PC、スマートフォン等）で回答する場合

右のQRコードを読み取ってください。

■こちらのアンケート用紙で回答する場合

このページをコピーして、FAX又は郵送で下記の宛先までお送りください。

アンケートはこちら↓



宛先

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県庁 環境生活部 人権施策推進課

TEL: 058-272-8250 FAX: 058-278-2615

音声コードって？

各ページの右または左下隅に、バーコードのようなものが印刷されています。これは、『音声コード』といいます。

音声コードとは、紙に掲載された情報をデジタルに変える、新しい形の二次元バーコードのことで、縦と横の2方向に情報を記録することができます。この音声コードは、「活字文書読み上げ装置」によって音声で読み上げてくれます。

また、活字文書読み上げ装置で音声コードを読み取らせる場合、音声コードの位置がわかるように、用紙に切り込みを入れてあります。目の不自由な方々にも、当課が発行する啓発資料を活用していただくため、人権だよりは、『音声コード』による情報提供を行っています。

※「活字文書読み上げ装置」は、視覚障がいの方の日常生活用具として、給付（補助）を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村福祉窓口までお問い合わせください。

